

市からのお知らせ

認可保育所・認定こども園（保育部分）
令和8年4月の利用申し込みを受け付け（2・3月も含む）

認可保育所や認定こども園を利用する場合、市への申し込みが必要です。必ず事前に見学し、園から直接説明を受け、お子さんについた保育所等を検討してください。各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、利用の可否を決定します。幼稚園や認定こども園の教育時間利用、企業主導型保育施設などの認可外保育施設は、各施設へお申し込みください。

詳細は、市ホームページや案内冊子をご確認ください。なお、市内の施設一覧表や申込書類、案内冊子は、各受付窓口・各認可保育所・各認定こども園または市ホームページで入手・閲覧できます。

対就労や病気などにより家庭での保育が困難な保護者受付窓口 こども家庭課（市役所1階）、岩木総合支所民生課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）

受付期間 ◎窓口…12月1日(月)～26日(金)（受け付けは平日の午前8時30分～午後5時）
※こども家庭課のみ、12月6日(土)・7日(日)も受け付けます。

◎郵送…12月19日（金・必着）

【表1】保育が必要であることを証明するもの（次のいずれか）

保育を必要とする事由		提出書類
就労 (月48時間以上)	●雇用されている人 ●自営・農業をしている人 (実家手伝い、内職を含む)	就労証明書の原本（市の指定様式を使用） ※育児休業明けの場合は、育児休業期間と復職予定日が記載されているもの
保護者が産前産後の場合		①母子健康手帳の表紙と分娩予定日記載ページのコピー ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
保護者が疾病等により長期療養を要したり、障がいがある場合	疾病	医師の診断書の原本（市の指定様式を使用）／保育が困難であることが記載されているもの
	障がい	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・愛護（療育）手帳などの氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー
保護者が病人や障がい者などの看護・介護をしている場合		介護・看護状況申告書（市の指定様式を使用）
災害で罹災した自宅等の復旧活動を行う場合		罹災証明書の原本
職業訓練校・大学・専門学校などに通学している場合		①就学（職業訓練）状況証明書（市の指定様式を使用） ②誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用）
求職活動を継続的に行っている場合		①誓約書兼求職活動報告書（市の指定様式を使用） ②求職活動を証明するもの（ハローワーク受付票、求人票のコピーなど）

※家族状況に応じ、保護者以外の同居者（祖父母等）についても証明書などを提出していただく場合があります。

時とき 所ところ 内内容 対対象・定員 ￥料金 持持ち物
申し込み 問問い合わせ・申込先 フ ファクス E メール

無料の相談窓口
～ひとりで抱え込まず、まずは相談を～

市民生活センターの相談窓口

市民生活センターでは、暮らしの中で起こるいろいろな困り事・悩み事や契約トラブルなどに関する相談に応じています。一人や家族で抱え込まず、まずは相談してみませんか。

問 市民生活センター（ヒロ口〈駅前町〉3階、☎ 33-5830、☎ 34-3179）

●市民相談・消費生活相談

日常の困り事、心配事や契約トラブル、多重債務などの消費生活に関する相談に応じます。

時 平日の午前8時30分～午後5時（月は休み）

相談員 市職員

●行政相談

行政に対する要望・意見・苦情に関する相談に応じます。

時 毎週(水)、午前10時～午後3時

相談員 行政相談委員

●人権相談

いじめや虐待など、人権に関する相談に応じます。

時 毎週(金)、午前10時～午後3時

相談員 人権擁護委員

●法テラス青森法律相談

時 毎週(火)の午後1時～4時、（土・毎月2回）の午前10時30分～午後0時30分（要予約）

対 収入や資産が一定の基準以下の人

相談員 登録弁護士、司法書士

問 法テラス青森（☎ 0570-078387）

●交通事故相談

時 毎月第1・3(木)（要予約）

相談員 青森県交通事故相談所相談員

問 青森県交通事故相談所（☎ 017-734-9235）

●不動産相談

不動産取引、賃貸借トラブルなどに関する相談に応じます。

時 毎月第2・3(木)、午後1時～4時

相談員 (公社)全日本不動産協会青森県本部弘前地区会員、(公社)青森県宅地建物取引業協会つがる弘前支部会員

●土地家屋調査士相談

不動産表示登記、土地・建物の調査・測量などに関する相談に応じます。

時 毎月第1(水)、午後1時～4時

相談員 青森県土地家屋調査士会弘前支部会員

各種相談窓口

●くらしとお金の相談窓口

多重債務者などの生活再建や債務整理に必要な資金の貸し付けの相談に応じます。

時 平日の午前9時～午後5時（要予約）

問 消費者信用生活協同組合弘前事務所（城東4丁目、ナラオカビル2階、☎ 55-7795）

●借金に関する相談窓口

相談員が借金の状況などを伺い、必要に応じて弁護士などに引き継ぎます。

時 平日の午前8時30分～正午、午後1時～4時30分

相談受付電話 ☎ 017-774-6488

問 東北財務局青森財務事務所理財課（☎ 017-722-1463）

●ふれあい相談所

日常生活上の心配事や悩み事などの一般相談や、法律・税金・労働・年金などの専門相談に応じます。

時 一般相談…(月)～(金)の午前9時30分～午後3時30分（電話相談も可）／専門相談…毎月1回、1人30分（要予約）

所 市社会福祉センター（宮園2丁目）2階

専門相談の相談員 弁護士、税理士、社会保険労務士

問 (福)弘前市社会福祉協議会（☎ 33-2220）

その他のお知らせ

第77回人権週間

法務省と全国人権擁護委員連合会は、12月4日～10日を「人権週間」と定め、人権尊重思想の普及を目的に活動を行っています。

●特設人権相談所

いじめや虐待など、人権に関する相談に応じます。

時 12月5日(金)、午前10時～午後3時

※事前申し込みは不要

所 市民生活センター（ヒロ口〈駅前町〉3階）

相談員 人権擁護委員

問 青森地方法務局弘前支局（☎ 26-1150）

この他にも、女性相談や家庭児童相談などの窓口があります。詳細は、市ホームページで「相談」と検索するか、二次元コードからアクセスを。

